

二宮町税条例改正の概要

①再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置(わがまち特例の導入について)【固定資産税】

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入。平成29年度末まで。

わがまち特例

従来法律で一律に定めていた課税標準又は税額の特例措置を各自治体の自主的判断に基づき、条例で決定できるようにするもの。

対象資産	設備区分	特例率
再生可能エネルギー発電設備	太陽光発電設備※ 風力発電設備	2/3を参酌して1/2以上5/6以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額(現行:2/3)
	水力発電設備 地熱発電設備 バイオマス発電設備	1/2を参酌して1/3以上2/3以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額(現行:2/3)

※太陽光発電設備:電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備の対象外であって政府の補助を受けて取得した設備に限る。

②軽自動車税におけるグリーン化特例の1年延長

[適用期間] 平成28年4月1日～平成29年3月31日

[適用内容] 適用期間中に初めて車両番号の指定を受ける減税対象車(三輪以上の軽自動車)を取得する場合に限り、当該年度の翌年度(平成29年度)分について特例措置が適用。

対象・要件等			特例措置の内容
乗用車	電気自動車 天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)		税率を概ね75%軽減
	ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	排ガス性能	燃費性能
		平成17年排出ガス基準75% 低減達成(☆☆☆☆)かつ	平成32年度燃費基準+20%達成 平成32年度燃費基準達成
貨物車	電気自動車 天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)		税率を概ね75%軽減
	ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	排ガス性能	燃費性能
		平成17年排出ガス基準75% 低減達成(☆☆☆☆)かつ	平成27年度燃費基準+35%達成 平成27年度燃費基準+15%達成